

教科書への政治的介入となっている憲法違反の教科書検定制度の中止を求める
沖縄戦集団自決での日本軍の「強制」記述復活せず
～ 2011 年度高校教科書検定結果についての談話～

2012 年 4 月 5 日
日本高等学校教職員組合
教文部長 坂本 次男

文部科学省は 3 月 27 日、2013 年 4 月から主に高校 1 年生から使用する教科書についての検定結果を公表しました。教育内容を増やした新学習指導要領に基づき、「ゆとり教育」への反動から、現行教科書よりも 12 % もページ数が増えています。ただ、同じ教科でも難易度に差をつけ、基礎・基本を重視した教科書と、難関大学をめざす生徒向けの複数の教科書を出版する「二極化」がすすんでいます。新学習指導要領で「授業は英語で行なうことを基本とする」と明記された英語では、大学入試を意識して日本語がほとんど出てこない難易度の高い上級レベルの教科書から、中学校の学習内容の復習を中心とした初級レベルのものまで大きく分かれています。

従来の検定と同様に今回の検定でも、政府の見解を教科書に掲載させるための検閲ともいうべき役割を果たしていることが明らかになりました。米国追従の外交を改めてアジア重視へと問題提起をしたコラムが大幅に修正されたり（日本史）、アメリカのアフガニスタン攻撃について「報復攻撃」の「報復」を削除させるなど（現代社会）、アメリカ批判を認めず日本政府の見解を教科書に盛り込ませようとしていることは明白です。

今回の検定での大きな問題点は、前回 2006 年度の検定での誤りが修正されていないことです。

文部科学省は、2006 年度の検定で、沖縄戦での集団自決に関して日本軍の「強制」との記述について初めて検定意見をつけて削除・修正させました。その根拠の一つとなったのが、沖縄戦当時の座間味島守備隊長が「命令はしていない」として「沖縄ノート」（岩波書店）の著者である大江健三郎氏らを相手に起こした訴訟です。その年の 12 月には、沖縄県民からの強い反発と要求により「強制」の表現は認めないものの、軍関与記述復活への再修正を認めました。その後、大江・岩波裁判は地裁・高裁ともに原告が敗訴しており、2011 年 4 月 21 日、最高裁第一小法廷は上告を棄却して原告側の敗訴と大江氏側の勝訴が確定しました。

今回の検定では 3 社の「日本史」教科書が日本軍の関与を明記しましたが、「強制」の記述復活はありませんでした。文部科学省が 2006 年度の検定意見を撤回していないため、各社とも従来の枠を超える記述ができなかったのです。歴史の真実を教科書に反映させるため、2006 年度検定意見を早急に撤回することを求めます。

沖縄戦での日本軍の強制による集団自決は歴史的な事実です。「自虐史観」として歴史の真実から目を背けることは、再び「戦争をする国の人づくり」につながります。「再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）ため、戦争の真実を正確に歴史教育であつかい、その悲劇が起こされた原因をつきとめて、平和な未来を創造するために何をなすべきかを子どもたちに考えさせることが何よりも必要なことです。

日高教は、教科書への政治的介入ともいうべき憲法違反の教科書検定制度の中止を強く求めるとともに、全国の父母・教職員と力を合わせて憲法と子どもの権利条約に立脚した民主教育・平和教育を推進していくために全力をあげるものです。

以上